

■ 第18回東京都震災復興検討会議議事録

平成27年10月19日（月）9時30分～
東京都庁第二本庁舎31階特別会議室22

■ 議事

小林情報統括担当課長

では、定刻になりましたので、これより、第18回震災復興検討会議を開催いたします。私は、総合防災部情報統括担当課長の小林と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。では、本日ご出席の委員につきまして、資料1、巻末の委員名簿によりご紹介をいたします。名簿の順に倣いまして、50音順にご紹介をさせていただきます。市民防災研究所理事、池上委員。

池上委員

池上です。よろしくお願いたします。

小林情報統括担当課長

横浜市立大学国際総合科学部、石川委員。

石川委員

石川でございます。よろしくお願いたします。

小林情報統括担当課長

日本大学理工学部、大沢委員。

大沢委員

大沢でございます。よろしくお願いたします。

小林情報統括担当課長

労働政策研究・研修機構、小野委員。

小野委員

小野でございます。よろしくお願いたします。

小林情報統括担当課長

埼玉大学大学院人文社会科学研究所、加藤秀雄委員。

加藤（秀）委員

加藤です。よろしくお願いたします。

小林情報統括担当課長

首都大学東京都市環境科学研究所、市古委員。

市古委員

市古でございます。よろしくお願いたします。

小林情報統括担当課長

東京大学大学院、定池委員。

定池委員

定池です。よろしくお願いします。

小林情報統括担当課長

日本建築設備・昇降機センター、杉山委員。

杉山委員

杉山です。よろしくお願いします。

小林情報統括担当課長

明治大学大学院、中林委員。

中林委員

中林です。よろしくお願いいたします。

小林情報統括担当課長

中林先生には、本日、座長を務めていただきます。弁護士、淵上委員。

淵上委員

淵上でございます。よろしくお願いいたします。

小林情報統括担当課長

ひょうご震災記念21世紀研究機構、室崎委員。

室崎委員

室崎でございます。よろしくお願いします。

小林情報統括担当課長

室崎先生には副座長を務めていただいております。本日は、都側のメンバーも幹事として同席をさせていただいております。幹事につきましては、資料2巻末の構成員名簿をご参照いただければと思います。では、続きまして、田邊危機管理監から皆様にご挨拶をさせていただきます。

田邊危機管理監

おはようございます。東京都危機管理監の田邊でございます。本日は、先生方には検討会議にお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。

東京都は、知事の指示によりまして、9月1日から防災ブックというものを配らせていただいております。非常に自助の観点で、都民の防災に対する意識の向上を図ろうというものでございます。現在、非常に好評を得ているところでございます。また、復興に関しても手続事項が載せられているということで、先生方からもこれをしっかりと復興マニュアルにせよというご意見も賜っていただいているところでございます。

ただ、やはり大規模な直下型地震が発生しますと、応急対策にとらわれがちなのですが、そういう中でも1週間をめどに復興をしっかりと立ち上げていくということは、こういう復興マニュアルをしっかりと整備し、それに基づいて都・区市町村、そしてまた関係する機関・組織が連携をする手続をさらに具体的に進めるとともに、その訓練をし

っかりしておく必要があるのだと思います。また、その教訓を次の、今回のように復興マニュアルの見直しに反映させていく必要があると思っています。

前回、平成19年に修正して、東日本大震災、そして東京都としては大島の土砂災害等を受けまして、それらの教訓、法律の改正等を踏まえて、昨年11月に先生方から改訂のご示唆をいただいて、また、先月9月には、具体的な修正案に対して、またご意見をいただいたところでございます。本当にありがとうございます。

本日は、そこを踏まえて、さらに修正した案につきまして、皆様方にまたお諮りをしたいと思います。よりよいものにつくり上げていくために、今日もまた先生方のご協力をよろしく賜ることをお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

小林情報統括担当課長

ここから先は、座長の方に進行をお願いしたいと思います。

中林座長

おはようございます。それでは、これから議事に入りたいと思います。今日、2時間ということで、11時半を目途に会議を進めていければと思っております。本日の議題は、報告事項が5件、検討事項が1件ということでございます。まず、事務局より報告事項につきましてご説明いただき、その後、ご意見等を承りたいと思います。それでは、事務局よりの説明、お願いいたします。

小林情報統括担当課長

ご説明いたします。報告事項の1点目ですけれども、右肩に資料3と書いてございます、A3のカラーの資料をご覧いただければと思います。

現在、都では、大規模災害時に被災者の情報を集約する都・区市町村一体型のシステム、災害時都民台帳システムについて検討を行っているところでございます。昨年度開催しました検討会議におきましては、区市町村が作成する被災者台帳の情報を集約し、都の復興・再生に活用する東京都被災者台帳システムの構築についてご説明をいたしました。その後、年度末まで特別部会を設置し、検討を進めてまいりましたが、アドバイザーの先生方から、「区市町村間で避難する広域避難者に対応できないのではないか」ですとか、「都が一方向的に情報収集するだけでなく、都が実施した支援内容について区市町村にフィードバックすることが必要ではないか」などのご意見をいただきました。また、都では、平成24年度から区市町村に対してり災証明発行システムの導入促進をしてまいりましたけれども、費用面などの課題があり、導入済みの区市町村は12にとどまっているという状況もございます。

これらの課題を解決するために、当初考えておりました機能を大幅に拡充いたしまして、資料にございますようなシステムの構築の検討を始めているところでございます。図をご覧いただきますと、システムのイメージ図でございますけれども、サーバーの中にそれぞれの区市町村専用データベースを用意いたします。イメージ図でいいますと、

水色のA区データベースですとかF村データベース等になります。区市町村においては、このデータベースに住民基本台帳情報などを格納しておき、災害後は速やかに災証明書を発行することとなります。また、災害対策基本法改正により作成が可能となった被災者台帳についても、このデータベースの中で作成を行うこととなります。区市町村は、各庁舎の端末からこのサーバーにアクセスして、システムを利用することとなります。

資料3の左側の導入スキームというところをご覧くださいと、1点目といたしまして、プライベートクラウド型でシステムを導入したいと考えております。2点目は先ほど申し上げたとおりでございます、3点目といたしまして、サーバーはシステム会社からのホスティングを予定しているところでございます。このようなシステムを構築するメリットといたしまして、区市町村においては、り災証明システムを活用できるということで、り災証明発行の迅速化が可能になるということと、あと、多くの区市町村で同一のシステムを導入することで、業務の標準化を図ることができるということがあげられると思います。また、都におきましても、区市町村が迅速に被災者台帳を作成することで、被害状況の早期把握が可能となり、都の復興施策を迅速に実施できるというメリットもございます。なお、費用面におきましても、区市町村が個別にシステムを導入するよりも安価に導入できる見込みでございます。左側の導入スキームのところでございますが、このシステムの特徴といたしましては、青字で4点ほど書いてございますけれども、区市町村間で被災者情報を共有できる仕組みを考えているということ、2点目といたしまして、都が実施した被災者支援内容の区市町村へのフィードバックを可能とするものということ、あと3点目といたしまして、昨年度来検討しておりますけれども、各区市町村の被災者台帳のデータ集計を可能とするということ、あと4点目といたしまして、既に個別に12の自治体が被災者生活再建支援システム、り災証明発行システムを導入済みでございますので、それらの自治体も今後希望される場合には、途中参加が可能な仕組みとしていきたいということを考えております。なお、このシステムの構築に向けた検討に際しての当面の検討課題でございますけれども、資料の下の方をご覧くださいと、まず1点目といたしまして、個人情報の取り扱いという点がございませぬ。本システムでは大量の個人情報を取り扱うこととなりますので、都、区市町村、それぞれにおいて個人情報保護条例等の制約の関係を整理することが必要となってまいります。2点目といたしまして、マイナンバーに関する制約でございます。区市町村においては、被災者台帳作成に際し、庁内でマイナンバーを活用することが予想されますけれども、災害対策基本法において、他の自治体に被災者台帳情報を提供する場合にはマイナンバーを除外しなければならないという規定がございます。本システムのサーバーにマイナンバーを含む被災者台帳情報を格納することが法に抵触しないということであるのかどうかということは、現在精査中でございます。3点目でございますけれども、費用面でございます。こちらにつきましては、都と区市町村双方が利用できるシステムということで、どのような費用分担としていくべきかについて、これから検討を行

っていくという状況でございます。4点目はシステムの運用方法でございますけれども、現在、都と区市町村において別のシステムの運営を目的として、東京電子自治体共同運営協議会という枠組みを既に設けている状況でございます。この枠組みを活用していくべきかどうかという検討も行ってまいりたいと思っております。

続きまして、今後のスケジュールですけれども、資料の右下の部分をご覧くださいますと、平成27年度、今年度はシステムの基本構想を改めて作成いたしまして、あと、区市町村へのご説明を開始いたしまして、あと、個人情報保護条例等との関係整理も開始してまいりたいと思っております。来年度は、都の内部の手続になりますけれども、システムの有効性などについて評価するシステムアセスメントを2段階に分けて受審することとなります。そのアセスメント通過後に、29年度にシステム設計、平成30年度に開発、運用開始を目指してまいりたいと思っております。

資料3の2枚目でございますけれども、これはご参考までにといったものですが、区市町村にこれまで導入を促進してまいりましたシステムの内容となっております。2段目で掲載しております赤枠の表示は、区市町村で、今12の自治体で導入が済んでおります被災者生活再建支援システムの被災者台帳の画面のイメージ図となっております。

以上、資料3のご説明を終わらせていただきまして、次に、報告事項2点目の「都市復興模擬訓練の実施について」、ご説明をさせていただきます。資料4をご覧くださいればと思います。これは都市整備局の方で実施されている事業でございますけれども、都市復興の一層の意識向上と復興手順の習熟を図ることを目的といたしまして、区市町村職員を対象として実施してきているものでございます。今年度につきましては、調布市で全6回で実施をしている状況でございます。

続きまして、報告事項のウでございますけれども、資料5をご覧くださいればと思います。区市町村の震災復興マニュアルの策定状況でございますけれども、現在23区市が策定済みとなっているという状況でございます。この時点でまだ未策定の自治体が多いので今後、策定を促進してまいらなければならないと考えております。

続きまして、報告事項のエでございますけれども、資料6をご覧くださいればと思います。こちらにつきましては、東京都総合防災部と災害復興まちづくり支援機構共催で毎年開催しているものでございまして、今年は7月にご覧のような内容で開催いたしております。テーマといたしまして、「専門家と共に考える災害への備え・減災編」ということで実施をいたしております。

最後に、報告事項のオでございますけれども、資料7をご覧くださいればと思います。こちら、都市整備局の方で検討されているものでございますけれども、来年の1月8日に都庁におきまして東日本大震災の復興5年ということでシンポジウムの開催を予定しております。本日座長を務めていただいております中林先生にもご登壇いただきまして、パネルディスカッションなどを実施する予定となっております。以上、報告事項のご説明を終わります。

中林座長

ありがとうございます。それでは、ただいまの報告事項につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ、
 淵上委員。

淵上委員

淵上ですが、今後の検討課題の中にマイナンバーの問題があって、これはとても重要かなというふうに思っています。それで、用いることができるので、必ずということではないというふうには思っているのですが、やはり被災されますとマイナンバーカード等の紛失等もございますので、これは必ずではないのだろうなというふうにまず思っております。それから、この情報共有データベースの中に全て東京都も各市区町村もアクセスができると、アップロードしてアクセスができるという状況になっていくわけですが、この中でもマイナンバーというものがどのようなことになるのか。ただし書きに抵触する危険性があると。マイナンバーを他自治体に提供することになりかねないので、このあたりのアクセス等についてのご配慮をいただければというふうに思っております。以上です。

中林座長

ありがとうございます。事務局、承っておくことでよろしいでしょうか。

小林情報統括担当課長

ご指摘のとおりだと思いますので、今後検討の中で詰めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

中林座長

他にはいかがでしょうか。

室崎副座長

一言だけ。この資料3の台帳システムについてで、これはこれですばらしいシステムなので、とかく申し上げることはないですけれども、ただ希望としては、被災者がどういった支援の制度を受けたかまではフォローできるのですが、本当に住宅再建をしたのか、あるいは生業がきちっと獲得できたのかって、最後まで、どういうケアが必要で、それがちゃんと完了しているのかどうかというところまで見るととてもいいシステムだという、そういう印象だけです。結局、こういう制度は検討しましたよというけれども、本当に住宅再建できているのかどうかというのがずっと見えてこないといけないので、最後の一人まできちっと生活再建したというところの、ここの台帳でフォローできるとすばらしいなという希望だけです。以上です。

中林座長

多分それは非常に重要なことで、特にここは復興検討会議ですので、復興にこれをどうつないで生かしていくかという点だと思います。その点で考えると、多分まだ抜け落ちが幾つかあるのかなというふうに思うところもありまして、それらを今後少し詰めていく必要があるかなと。

例えば、基本的に、この被災者台帳の被災者というのはり災証明を発行される被災者という前提が、大前提があると思うのですが、今、生業というお話がありましたが、産業施設その他についての証明というのは、り災証明としては出ないわけですね。あくまでも居住者の居宅がどういう被害を受けたかということを証明していただくだけです。従いまして、小さい自営業でも作業所を別途持っている、住宅がどうなったかということは証明されるのですが、作業所がどうなったかというのは、別途その被害証明等、場合によっては考えておかないと証明ができない。産業支援のための適用をするに当たって、産業施設はどんな被害を受けたのかということを証明しろということになると、り災証明ではない施設証明が必要になると思いますので、そうしたことも将来的にこのシステムの中に運用するのか、あるいは別システムとして考えるのかという点があろうかなと思っています。

また、都市復興ということに関連すれば、土地家屋の関係権利者というのが最終的に市街地整備等の関わりが強い方ですけれども、アパート経営者とか、あるいは不在の地主さんというのは、同じようにり災証明で土地権利の被害状況を証明するものではありません。

ませんので、それもまた別途、少し考えていく必要がある。ただ、全体の復興のベースになるシステムとして、この被災者台帳システムというのが非常に重要な鍵を握ることになるだろうということではないかと思っております。はい、どうぞ、石川委員。

石川委員

石川です。システムそのものではないですし、確認までなんですけれども、このシステムそのものはワンストップのすばらしいシステムだと思うのですが、これを動かす行政の応援の人材とか、こういったもので今はどこがどれだけ忙しいのかとか、どれだけの業務が発生しているのかというのを東京都の方は把握できるわけで、そういったものをどういうふうに被災地の区市町村の方に送っていくのか。東日本でも、都庁の職員の方々、たくさん被災地に入られて、非常に効果的な支援をされていたのを目の当たりにしているので、言うまでもないと思うのですが、これを動かす市町村、都と区市町村間の行政支援が、動かす方の人材とかの派遣とかの調整とかにも、これ、そういうのを含めて、いつも考えて、一緒に考えていただけたら非常にうまく動くものになるのではないかなと思います。以上です。

中林座長

他にはいかがでしょうか。じゃ、もう1点だけちょっと確認なのですが、被災者台帳じゃない、避難者台帳というお話がありましたけれども、避難者台帳というのは、この被災者台帳と、基本的には避難所にいる間はリンクして運用するというふうにお考えなんでしょうか。

小林情報統括担当課長

この資料の中で、被災地であるA区のところの被災者台帳、F村のところの避難者台帳と記載しておるのですが、これは、A区が住所地である被災者の方が、A区で被災者台帳を作成された後にF村に避難していかれたとした場合に、F村で避難者台帳というものを別途つくられて、そのデータベース同士を名寄せといいますか、基本情報帳簿なりで突合して、情報共有データベースの中で、A区もF村に避難している方の情報に入れて、F村の職員もA区で持っている基礎情報を見られると、そういう仕組みを考えております。なので、避難されている間は共有データベースの上で、お互いの行政職員が閲覧できるようなことをやっていければと思っております。

中林座長

望ましくはどうか、希望で、なかなか難しいことではあるのですが、今回の東日本でも、避難所避難だけではなくて、在宅避難という形であったり、あるいは個別に避難をされるという方が相当数おられる。恐らく東京とか首都圏の場合は、個別の避難というのも相当多くおられるのではないかな。そうすると、避難者に対する救助法その他の支援を避難所避難者だけに限定するということでは多分ないと思うのですね。もしそうすると、もうそれこそ全員が避難所へ来るわけですね。入れなくても来るというようなことが起こりかねないので、そういう意味では、避難のシステムと同時に避難者が今どこ

にいるのかというようなことが拾えるようなことが理想としては望ましくて、一番厄介なのは、東京都の範囲を越えて避難してしまう人も少なからず出てくる場合に、さて、どうするのかという意味では、将来的には九都県市なりでそうした運用のシステムの共有化も含めたことも、将来的には考えていかなければいけないのかなというのが1点です。

さらに大事なのは、その先、仮設住まいの時期に入ったときに、どこで仮設の生活をされるか。これはまさに復興をどこで立ち上げ向かっていかれるかということにかかわるわけで、東日本の場合には、みなし仮設という形を中心に、被災地を離れて仮住まいをし、復興に向かっていく方が非常に多いわけですが、同じように首都圏もそういう状況が発生しますので、いわば被災元、り災証明発行元と、それをもとに復興していく現住所みたいなことになるのだと思うんですが、そこをどういうふうにつないでいくのか。逆に言えば、勝手にどこかへ行っちゃってということではなくて、必ず転居する場合には、仮住まいといえども届け出を変更してくださいと。なぜなら、あなたが今どこに住んでいるかというのはリストアップされているわけですから、このリストに対して、いわば災害時の仮の住民台帳みたいなものがあって、その記載事項として仮住まい住所の変更というのをしていただくと。それで避難先・避難元との関係をつないでいくというようなことも、将来的には必要なのか、望ましいことだと思うんですね。まず基本をつくってですけども、恐らく実際の運用を考えると、避難期、そして仮設期、そして復興ができ上がっていくことになるのですが、それらに対応するようなシステムと運用というのが図られていくとすばらしいというふうに思っております。

小林情報統括担当課長

どうもありがとうございました。

中林座長

他によろしいでしょうか。それでは、只今の5件の報告について、また後ほど時間がありましたら、お伺いする時間がとれるかと思えますけれども、それでは、本日の検討事項の方に移らせていただきたいと思います。検討事項は東京都震災復興マニュアルの見直しについてでございます。まず、復興マニュアル全体と復興プロセス編について、事務局より説明をお願いいたします。

小林情報統括担当課長

お手元の資料の右肩の資料8をご覧くださいと思います。本日お諮りいたします東京都震災復興マニュアルにつきましては、昨年度の震災復興検討会議において修正の方向性についてご説明いたしまして、これまでの間、各作業部会にて修正に向けた検討を行ってまいりました。下段中央の「修正の必要性と基本的視点」をご覧くださいますと、今回の修正の目的といたしまして、より実効性の高い内容に修正を行うため、東日本大震災を契機に整備された法令を踏まえた内容、また、東日本大震災や大島町土砂災害などにおける都や他県の対応経験を踏まえた内容、その他の計画ですとか新たな取り

組みを反映するという3つを基本的視点として、作業を行ってまいりました。1枚おめくりいただきまして資料9をご覧ください。こちらは、先日、9月7日と9日に本日のために震災復興検討会議の委員の先生方に検討状況のご報告をした際にいただきましたご意見、主な事項を取りまとめたものとなります。本日は、このときいただいたご意見を踏まえて修正を行った箇所などを中心にご説明を行ってまいりたいと思います。

続きまして、復興プロセス編についてでございますけれども、資料10をご覧くださいればと思います。左側の欄でございますけれども、こちらは9月にも先生方にはご説明いたしておりますけれども、復興プロセス編の主な修正点、全体を取りまとめたものでございます。右手の方が、先生方のご意見を踏まえまして、その後、追加して修正した事項ということになります。初めに、左側の欄につきまして改めて簡単にご説明させていただきます。

一番上の箇所でございますけれども、法改正を踏まえた修正といたしまして、災害対策基本法の改正を踏まえ、行政とボランティアの連携について記載をいたしております。また、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の制定を踏まえまして、被災地短期借地権を活用した時限的市街地づくりについての記載をいたしております。次に、過去の震災経験を踏まえた修正点といたしまして、応急仮設住宅の確保方法ですとか、あと観光施策、また農林水産業について記述を加えております。また、広域避難者に対する支援についても、初めて記述をいたしております。その他の計画ですとか新しい取り組みを踏まえた修正といたしましては、要配慮者の表記について他の計画と整合をとったりですとか、あと、災害復興まちづくり支援機構との協定締結、区市町村震災復興標準マニュアルの策定、市街地の事前復興の手引の策定、居住支援協議会への活動支援等について記載をいたしております。これらに加えて、阪神・淡路大震災や東日本大震災の被害数値ですとか、あと、都や区市町村の取り組み事例についても、今回初めて掲載をいたしております。

また、本日は、資料12といたしまして、冊子の形の資料もお配りしてございますけれども、A4縦判の資料でございますが、頁の右端のところにインデックスを付したり、あと、左側のファイルは章ごとの色を付したり、見やすく、また、全体ボリュームも従前80頁から60頁にということで、3割ぐらい削減いたしまして、より手にとりやすい冊子にリニューアルをしております。

続きまして、9月の検討会議委員からの意見を踏まえて、さらに修正を加えた点でございますけれども、資料10の右半分のところをご覧くださいますと、まず、項目Aでございますけれども、こちらのご指摘は復興の担い手に係る記述のところ、行政主導による復興について、かなりマイナスイメージが強過ぎる表記になっているのではないかというご意見をいただいたものでございます。こちらのご意見を踏まえまして、資料12にございますけれども、資料12の10頁のような表記に表現を改めさせていただいております。続きまして、2点目でございますけれども、項目Bと書いてございますけれども、

こちらのご指摘は、都外にも応急仮設住宅の確保を考えているということと、あと、従来からプロセス編に書き込んでおりました、元の居住地で生活を維持していくという時間的市街地の考え方が矛盾しないような整理が必要でないかのご意見でございますけれども、こちらにつきましては、修正素案の35頁中ほどに記載いたしておりますけれども、応急仮設住宅の供給に当たっては、できる限り従前居住地での確保に努めた上で、被災状況によっては、状況に応じて都外の住宅確保も検討していくということで、まず第一には従前居住地内での確保を考えていくということ、改めて整理して記載をいたしております。次に、3点目でございますけれども、項目のCのところをご覧いただければと思います。民間賃貸住宅についてでございますけれども、先日、先生方の方から、応急仮設としてだけではなく、通常の民間賃貸のニーズがあるのだから、情報提供の方法についても記載すべきところのご指摘いただきまして、こちらにつきましては修正素案の42頁、相談窓口のところに加筆をいたしております。4点目でございますけれども、資料10の項目Dのところでございますけれども、こちらにつきましては、観光復興キャンペーンにつきまして従前から記載しておったのですが、都民のためにやるものであるのか、都外の人たちに向けて発信するものなのか、少しわかりにくいといったご指摘がございましたので、修正素案43頁にございますように、都外の人たちを念頭に置いた上で、観光客等の誘致へつなげていくことを目的にということで、修正をいたしております。次に、資料10の項目E、5点目でございますけれども、こちらにつきましては、第一次建築制限に係る記載の仕方でございますけれども、8割以上の家屋の焼失等が見込まれた地区を基本として指定と記載していたのですが、事前に数値を把握するかのように見えてしまうというご指摘をいただきましたので、「確認された」と、発災後に確認するとしてございますので、修正をいたしております。次に、資料10の項目Fでございますけれども、こちらにつきましては、本日の机上にお配りしてございますけれども、プロセス編のパンフレットといたしまして「震災復興への備え」というものを従前から作成していたのですが、こちらのQ&Aについては、ぜひ今後も改正してもらいたいというご意見いただきましたので、今回、プロセス編の見直しを機に、Q&Aについてもプロセス編に盛り込ませていただくことといたしました。なお、プロセス編の簡素化に伴いまして、今後はイベントなど広く頒布する場ではこちらのプロセス編を用いたいと考えておりまして、パンフレットの役割を兼ね備えていきたいと思っております。現在お手元に配っております「震災復興への備え」については、今後は**改正を行わずに**ということを考えております。次に、資料10の項目Gでございますけれども、こちらにつきましては、先般、田邊の方も、先ほど田邊からも少し触れましたけれども、防災ブックに関するご意見を先生からいただいたものでございます。こちらにつきましては、ご意見を踏まえまして、修正素案の61頁、巻末のところですが、他の広報物とあわせて紹介ということで入れさせていただいております。最後に、Hの点でございます。分野別の復興プロセスでございますけれども、こちらは32頁から各分野ごとにさまざまなフロ

一図を入れておるのですが、復興施策編との整合性がとれているか、もう少し確認が必要とご指摘いただきまして、先日の時点から記載を加えてございます。

続きまして、復興プロセス編につきましてはパブリックコメントの実施について予定しておりますので、日程ですとか資料についてご説明をさせていただきたいと思っております。

資料8にお戻りいただきまして、右下に今後の日程ということで記載いたしておりますが、復興プロセス編のパブリックコメントにつきましては11月下旬から12月上旬、3週間ほどの期間を予定しておるところでございます。この際には用いる資料といたしましては、本日お配りしております修正素案、冊子の形のもの、あと、新旧対照表を載せていただいておりますけれども、資料13になります。それとお手元に配っております資料11、青い資料でございますけれども、この3点を用いて行っていければと思っております。資料11につきましてはご説明は省略させていただきますけれども、資料10ですとか資料8の内容を簡略化してまとめたものとなっております。以上でご説明を終わります。

中林座長

ありがとうございました。それでは、検討事項ということでございますので、少し時間をかけてご意見等、あるいはご質問等を承れればと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ、市古委員。

市古委員

すみません、プロセス編に関して2点あるのですが。一つは、報告事項にもあった、先ほど議論のあった台帳について、どうやら記載が余りないので、それはどうするのかというのが1点目。

それから、もう1点目は、今回の変更、変更というか修正の一つの根拠というか重大な論点に、伊豆大島の土砂災害の復興を受けてということで、このプロセス編の最後の方に、東京都もしくは区市町村の取り組み事例、ここにぜひ伊豆大島の事例を何かうまく取り込めないかというのが2点目です。僕も中林先生と伊豆大島の復興をお手伝いして、つい2週間ほど前も復興に関する大島での委員会で議論してきたのですが、多分一番すぐれているな、大島らしい復興だなと思うのは、居住支援協議会という名称は使っていないのですが、被災者の支援を公的セクターがきちんと連携して、一本化して支援をしていると。具体的に言うと、社協と保健所と伊豆大島町役場の支援セッションがきちんと連携を持って、一本化して生活支援をしている。メンタルケアから、いろんなケアをしているというのは、すごく大島らしい。もちろん人口規模が小さいからという理由はあるかもしれないのですが、そういった内容を入れていただくというのが一つあってもいいのかなというふうに思いました。以上です。

中林座長

ありがとうございます。事務局から何かありますか、検討事項。

小林情報統括担当課長

1点目のご指摘の被災者台帳でございますけれども、全くご指摘のとおりでありまして、どちらかといいますと、区市町村の被災者台帳を作成できるようになったりですとか、あと、一定条件を満たせば他の自治体でも収集は可能になるということで、今回は復興プロセス編には記載をいたしておらないのですが、後ほどご説明いたします復興施策編の方に修正ということで加筆をさせていただいております。

2点目につきましては、別途、状況について、またこちらでもきちんと把握させていただいて、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

中林座長

ちょっと1点目の件、今、ハウリングぎみでよく聞き取れなかったところがあるのですが、詳しく、どういうふうに運用するかということは施策編の方にきちっと書いて、都と区市が共有して、連携して対応していくということだと思っておりますが、もう一つ、市古委員からのご指摘の意味というのは、そういうことでやるのだということ、まさに災証明を受け取る、あるいは被災証明を申請される、その本人の方が十分理解しておかなければいけないので、その点を、従来なかったシステムですので、今までのプロセス編にはほとんど書いていないと思うのですが、今回、東京都はそういう運用をするのだということで、例えば、避難所にいるところから復興の体制づくりが始まります、仮設住宅については時限的市街地というようなことで新しい取り組みも考えていますということですが、そこに個々の被災者、先ほどの被災台帳、あるいは避難台帳等々、的確に対応して構築、何ていうのでしょうか、全ての行政支援の策をきちっと受けとめていけるように都民にさせていただくというニュアンスというのでしょうか、そんなことを今回書き込んでおいたらいかがかと。このプロセス編は都民に見せるものですよ。そうした点かなと思っておりますので、ご検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。そういうことですよ。

市古委員

そうですね。

小久保防災対策担当部長

今、市古先生から、座長からご指摘いただきました点を踏まえまして、確かにこのシステムについては今のところ、基本構想をこれからつくっていくという段階でございます。事業の具体的な手順等についてはまだ未定のところがございますけれども、今、中林座長のご指摘のように、目指すべき方向性ですとか、都民にその枠組みについてご理解いただくという必要性は確かにあるかと思っておりますので、新たに表現を工夫して盛り込みたいというふうに思います。ありがとうございました。

室崎副座長

またこれも長期的な話なので、ちょっと恐縮なのですが、資料10の右側の修正点というところのBのところですね。都を越えて、ということですがけれども、東京都さんは時限市街地という、できるだけ元の居住地に居住者のコミュニティを維持しながら復興を進めていくと考えて、これは本当に正しいというふうにコミュニティをきちっと確保していく。ただ、一方でいうと、今回は借り上げの仮設というか、みなし仮設だとか、既存のストックをどんどん活用していこうということになると、多分、居住者はあちこちに点在をしていくようなことがどっと起きていって、むしろだから、元の居住地に、もうバラックでも何でもいいから仮設を全部つくるのだということであれば、この時限市街地との連関はとてもとれるのですが、一方でいうと、今度は空いているストックをとるか、空いていたらいろんなところへどんどん出ていく。出ていくことと、コミュニティの時限市街地という、その整合性をどうとるかというのは極めて重要な課題になってくると思っていて、それに関連していくと、ただ外へ出ていっても、既存のコミュニティのつながりをしっかりとるのだということが一つの時限市街地との関連性のことも重要で。

そうすると、さっきの被災者台帳の話にいくのですが、これは行政が被災者台帳をつくる、それはそれで必要。まさに行政業務として、り災証明を出さないといけないので、その行政のエネルギーをできるだけ少なくするため、行政の効率性で、要するに被災者台帳をつくられるのはいいのですが、多分、誰がどこに行ったかということは、コミュニティ自身は、ここの隣の人は今ここに行っているよということを全部つかまえないといけないので、僕は、コミュニティ自身に、被災者が今どこに行ってどこに住んでいるかということ、きちっと把握をするということをお願いするような、下からのコミュニティベースの避難台帳だとか、そういうものをつくることによってコミュニティがつながるといふ仕組みを入れれば、少しはそういうコミュニティの仕組みだけ、誰がどこに行ったかという、多分もう行政じゃつかまえて切れなくて、むしろそれは、隣の人はここへ行ったと、コミュニティでこそつかんでいかなければいけないということだと思っただけですね。東日本の復興を見ていると、最初に集まった避難所の段階でそういうことは話をしあって、誰がどこに行ったかってわかっているところはとても復興が早いのです。また、連絡はできるので、まちづくりのところへ、遠くに行った人は戻ってきて議論ができる。そういう意味の何かコミュニティベースの被災者の連絡台帳だとか、何かそういうものを少しここで加えることによって、時限的市街地の話というのがある程度整合性を持つのではないかなというように思っています。ただ、これを今ここにしろという、また次の課題として。多分とても大きな課題だと思います。かなり大きな転換で、もう仮設はつくらない、もう50万だなんてとてもつくれないので、やっぱり既存ストックを利用するって、それは正しいと思うのですが、そこにメリット・デメリットがあるので、そこをどうするかというところの筋道をしっかりとっておかないと大変だろうなということ、ちょっとした感想で申しわけないので、そういうふうに思います。

中林座長

ありがとうございます。はい、どうぞ、杉山委員。

杉山委員

復興プロセス編の中で、被害の実態、とりわけ住宅だとか建物の被害状況を把握するために、いろんな仕組みがあると思いますが、例えば被害状況の判定ですとか、あるいは応急危険度の判定ですとか、り災証明とかです。これらは、ざっと修正素案の方を読むと、誰がやるのかという主体については市町村によりとか、そういうふうに書いてあるのですが、具体的にその現場に出かけて行ってチェックする人がどういう人なのかということも、少し書いといてあげた方がいいのではないかと思います。どさくさに紛れて、どんなことが起こるか分からないこともありますので。例えば、り災証明であれば市町村の職員が行うとか、あるいは、応急危険度判定であれば応急危険度判定士という資格を持った人たちをたいていの場合活用すると思います。専門家によるとは言葉で書いてありますけれども、必ずしも決め切れなければ、応急危険度判定士などの専門家とか、あるいは、り災証明であれば市町村の職員が行うとか、そういう実際に実施する人がどういう人なのかということを少し伝えるようにしておいた方がいいのではないかなという気がいたします。以上です。

中林座長

ありがとうございます。大事なご指摘で、今の点は、より詳しくは多分施策編の方に主語が出てくるのだらうと思うのですが、先ほどのように、都民とうまいコミュニケーションができていないといけないという意味で、少し例示を示しながら、都民にも理解していただくというご指摘だと思いますので、少し検討してください。

それから、先ほども室崎委員からのご指摘のように、みなし仮設を含めて、大きく分けると仮設市街地のときというのは、みなし仮設を含めてですが、個別も含めると、何かいわゆる広域避難という形で首都圏一円に、あるいは、原発の事件がないから、それほど遠くへ行かないかもしれないですけども、首都圏外にも恐らく行かれる方もおられるかもしれない。そういう広域避難、それから、いわゆる従来の応急仮設住宅を建設するという部分、そして、地域密着型の時限的市街地で頑張るという部分。それは避難者の関係権利その他も含めて、どう運用するのかということに大いに絡むのですね。

時限的市街地って言い出したのは、地域のまちづくりを継続的に進めるために、関係権利者の方にはとにかく地域にとどまっていたほしいということがスタートで出てきたお話だったと思うのですね。そうすると、みなし仮設で早く修理をして生活を立て直して、修理をして東京の経済活動の復興に寄与してもらおうというのは、場合によると、賃貸居住者の方は一時的に地域を離れても、そういうプロセスで復興していただくということがより大事であると。そういう意味では少し、どういう被災者かによって、仮設の住まい方についても政策判断を入れていくというようなことが起こり得るということだと思いますので、将来的な問題ではありますけれども、実際の運用では、そういうことをどこまできちっとやれるかが、結果的に復興のプロセスの時間のスケジュールを決め

てしまうのではないかというようなご指摘だったかと思しますので、ぜひご検討を、今後も継続して進めていく課題として取り上げて、位置づけておいていただければなと思います。他にはいかがでしょうか。はい、定池委員。

定池委員

すみません、ちょっと細かいところになるのですが、2点あります。

資料12の方の10頁のところ、行政主導による復興というところで、9月にご意見が出されて、また修正いただいているのですが、多分この第2章の復興プロセスの1番のところとかは、この2章全体にかかわると思うのですが、都民の皆様が読まれるものなので、都目線で書いてしまうと、やっぱりちょっと反発というか、都民の方々の心情として余りうれしくない書き方になってしまっている部分があるのかなと思ひまして、この10頁のところ、修正いただいたのですが、3つ目の段落のところ、「行政に頼ってしまっては」というのは、行政側、行政的な姿勢が見えてしまうような言い方になっていて、行政が主導し過ぎると、例えば「住民の意見が取り入れられないような印象を持ってしまう」とか、「住民の主体性が失われる」、「失われてしまっているような懸念が生じます」みたいな、住民視点、都民目線の書き方にさせていただいた方が、読みやすいのかなという印象を持ちました。

あともう1点目が、先日のときにも意見を言わせていただいたところなのですが、産業のところの43頁、同じ資料12の43頁のところ、産業復興のところの観光施策のところなのですが、後で言った方がいいのかもしれませんが、ここ、都民の目線か都外の視点かの整理をしていただきたいと、先日意見を述べさせてもらったのですが、ここ、ちょっとわかりにくいところがあるかなと思ひまして、直していただいたのですが、1段落目の「観光は、関連する産業のすそ野が広く、地域経済に与える影響も大きい一方、その性質上、人々の心のゆとりがあって初めて可能となる産業です。」というのがちょっと分かりにくいので、端的に書いていただいているからこうなっていると思うのですが、観光産業というのは、関連する産業の裾野が広いので、観光振興をしていくということは、都の復興に関して欠かせないということの一方で、甚大な被害を受けたところに遊びに行くというようなことを都外の方々が自粛したりとか、まだ危険が残っているような場所を訪れるということはやはり避けたいというのが人の心情だと思いますので、観光復興キャンペーン等の開催というふうに書いていただいていますけれども、そこを加えて、復興情報の発信、都の復興状況を発信していくことによって、遊びに来ていただけて大丈夫ですよということを、2行ちょっと書かせていただくということをしていただくと、もうちょっと膨らみが出るのかなというふうに思ひました。以上です。

中林座長

ありがとうございます。観光白書なんかを見ても、今、日本でいう観光という概念は昔と違って随分広がって、極端に言うと、出張で出てきてという方も、ある意味では観光。つまり、来街者、来都者というのを、もう基本的には観光のくくりの中へ入れる。

学会で来るのはもちろんなのですよ。ですから、そういう意味では、何か遊びに来るといだけのイメージが観光ではないということがありましようし、恐らく今、東日本では、とにかく何でもいいから来て御飯食べていけよという、むしろ観光を復興のばねにしていこうというようなこともあるという。それは、そういう観点から多分定池委員の、観光をとるか、復興を情報発信していくというようなことも含めて、少しまた文案をご検討いただければと思います。他にはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

大沢委員

復興プロセス編でちょっと、3点ほどあります。

一つは、東京の復興で一つ重要なのは、産業復興も当然重要ですが、そういった中で東京の一番のポイントは業務です。どうも産業というと、すみません、もしかしたら僕の偏りかもしれないのですが、産業ってものづくりが中心のイメージがあって、東京には、特に23区内については非常に業務機能が集積していると。その業務機能の復興プロセスについては余り書いていないですが、ここではもう業務を扱わないというふうに宣言してしまうのも手だと思うのですが、これから特にグローバル化とか、いろいろ国際化というので、策定期以上に国際化とか業務をこれから東京で頑張っていこうというのがどんだんだんだんだ日がつにつれ言われてくるので、そういった何か産業に実はそういった業務機能も含まれるかどうかということ、ちょっとご質問ということで出させていただければと思っております。

そういった中でもう一つ、ちょっと細かいことで恐縮ですが、46頁の一番下に、物流の安定というところに、一つは当然、ものづくりなので、物流ルートということですが、ここに港湾が書いてある。これは当然、港湾機能がこれ重要ですが、どうもこの産業のイメージが港湾を使う大規模なイメージがある。今回の国の国土のランドデザインの中でも、要は、いろんな方面からいろんなルートを使ってやってくるということを多分この間策定されたと思うのですが、そういった意味で、ここ、港湾だけの限定列举でよろしいのかと。例えば関東の、要は埼玉とか、そういった広範囲、日本海側から場合によっては入ってくるということも可能性があるかと思っておりますので、そういった意味で、物流の安定性に対して、細かいところで恐縮ですが、港湾の限定列举でいいのかどうかという部分、ちょっともう一度考えていただければというふうに思っております。

それからもう一つ、18頁のところ。実はさっき定池先生もおっしゃられたところ、ちょっと私も実はまだ、もうちょっとまだイメージが冷たいのかなというふうに行政のイメージがあるのですが、特に18頁のところ、地域住民、18頁の方で、地域住民で復興への考え方が共有できない、共有できないと行政主導だというのはちょっと、ここまで言っちゃっていいのかなというのがちょっと悩ましくてですね。地域で復興組織ができないとか、地域で復興、考え方が共有できないと行政主導というのはちょっと悩ましく。この行政主導が実は混在していて、多分、復興期になって事業主体としては行政がやらなきゃいけない点はあると。それに対して、復興の合意形成は多分地元の組織がやらな

きやいけないという点がちょっとごっちゃになっているかなというふうな感じもあります。この辺は整理した方がいいのではないかと思った次第です。すみません、長く。

中林座長

ありがとうございます。大きく2つだったかと思いますが、物流の場合には、おっしゃるように、もう陸路、海路、両方使うということですが、特に東京湾を使うのが大量に物流が入ってくるとか、あるいは、現在の物流のシェアでいくと、恐らくコンテナのシェアがかなり大きいのだというようなことが背景にあるかと思うのですが、と推測するのですが、ちょっとその辺も含めてご検討いただけますでしょうか。

2点目は、これは、従来のプロセス編はこういう書き方であったのは事実で、むしろ、だから皆さんもまとまって地域協働復興しましょうよという、反面教師的に書いていたところがあるのですが、実際には、全てがそういう住民を主体とした復興協議会ができるわけではないということ踏まえてみると、やはり復興協議会ではない形の復興も一つのプロセスとしてあるのだというふうに考えると、もうちょっと表現があるのかなという気がしますので、ちょっとこれ全体にかかわるところでもあるのですが、またちょっと分科会等で、幹事会等で協議していただけますでしょうか。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、おおよそご意見、いろいろご意見いただきました。ありがとうございます。それでは次に、復興施策編について各作業部会の検討が進められてきているということで、各作業部会の事務局から現状についてご説明をいただきたいと思います。ご意見は各作業部会の説明終了した後にまとめてお願いしたいと思います。では、順次お願いいたします。

小林情報統括担当課長

お手元の資料の資料14をご覧くださいと思います。こちらは復興施策編の主な修正点を簡単にまとめたものでございまして、後ほど、第2章以降はこれと別に、資料15ということで、A3の資料をご用意させていただいてございますので、是非見比べていただければと思います。

まず、資料14でございまして、この復興施策編の綴じ方でございまして、委員の先生方と幹事一部の方には机上に置いてございまして、現在の復興施策編は青いバインダー方式の加除式となっております。こちらにつきましては、平成15年に復興施策編作成時点で既に相当数の課題が生じていて、順次検討し、年によっては数カ月置きに該当頁の差しかえを予定していたこともあったようでございます。これまではバインダー方式を用いた加除方式で保管をしておりましたが、今後は、使いやすさですとか携帯の利便性を考慮いたしまして、冊子方式に変更させていただければと思っております。

続きまして、各章の主な修正点。私の方からは、序章と第1章についてご説明させていただきます。先月、先生方からいただいた意見を踏まえての修正箇所は、修正内容のところの下線を引いてございます。3カ所ほどとなっております。

まず、項番、改めまして項番101から簡単にご説明をさせていただきますと、項番の101、102でございますけれども、序章でございますが、こちらにつきましては、内容の整理と、あと、今回の修正に至った経緯について記載を行っているものでございます。

1枚おめくりいただきまして、項番の103ですけれども、こちらにつきましては、先月、先生からご意見をいただいたのを踏まえまして、新たに記載したものでございまして、序章が、まさに、区市町村の被災状況によっては都の側からプッシュ型の業務支援を行うということについて記載いたしましたものでございます。こちらにつきましては、新旧対照表の、資料17の方でご覧いただきますと、序-13という頁にございまして、新たに項目4といたしまして、区市町村や他地域の地方公共団体との連携という項目を新たに設けまして、この中でプッシュ型の業務支援についても触れさせていただいております。

続きまして、項番の104でございますけれども、こちらにつきましては、震災復興検討会議の災害時の運営方法について修正を行ったものでございます。平常時、本日のように先生方からご意見を賜っているわけなのですが、災害時にも同じ先生方に参集をお願いするという手続に修正いたしております。

次に、項番の105でございますけれども、こちらは、都民被害の状況把握の新たな方法として、区市町村が作成する被災者台帳の情報の収集につき記載いたしましたものでございます。

項番の106と108でございますけれども、これは、大規模災害からの復興に関する法律の制定を受けまして、都において定めます復興に関する方針の名称ですとか策定手順、また、復興段階での職員の派遣に関する記述について修正いたしましたものでございます。

項番の107ですけれども、こちらにつきましては9月の先生方からのご指摘を踏まえて修正したものでございます。こちらにつきましては復興業務は長丁場となることが予想される中、勤務シフトの準備ですとか、職員の活動に必要なものの確保、体制の検討が必要であるのご指摘いただいたものでございます。こちらにつきましては資料17の総-79という頁でございますけれども、これの人的資源の確保の課題設定ということで、リード文のところに職員のローテーション体制の整備等について記載をさせていただいております。

項番の108でございますけれども、人的資源の確保ということで、こちら、先ほど申し上げたとおりなのですが、復興法に基づく修正をいたしているところでございます。

続きまして、項番の109ですけれども、こちらは、環境局で定めております東京都震災がれき処理マニュアルの改定内容を踏まえて、記述を整理したというものでございます。

項番の110でございますが、こちらは、先月、先生方から、東日本大震災の際には日弁連等によって電話相談等も行ってたということもあって、都の方の相談窓口でもこういった窓口への誘導等を考えていくべきではないかのご指摘をいただいております。

これを踏まえて加筆いたしましたものでございまして、新旧対照表の方ですと総-109という頁になります。こちらをご覧くださいますと、生活文化局の方で設置をされる被災者

総合相談所の設置、「等」ということで書かせていただいたのですが、右側の方をご覧いただきまして、②、ホのところですが、区市町村ですとか、日弁連ですとか、日本司法支援センター等、都以外の相談窓口についても適宜誘導を行っていくということですが、あと、⑥といたしまして、これは先ほどお話したのですが、必要に応じて専門家団体に専門家の派遣を要請して適宜相談会等を開催していくということで、復興まちづくり支援に関する協定のことも例示として挙げさせていただいております。

続きまして、資料14の項番111でございますけれども、111と112につきましては、東京都災害ボランティアセンターに関する取り組みのことですとか、あと、専門家との連携ということで、節の名称自体も修正させていただいておりますので、災害復興まちづくり支援機構との連携等について記載をいたしております。

最後に、本日時点の修正に至っておらず、検討中等の項目でございますけれども、現在の状況についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料9をご覧いただければと思っております。

資料9の1頁目は復興プロセス編に関するご意見でございますので、先ほど資料12でご説明したとおりでございます。1枚おめくりいただきまして、復興全般に関するということでご意見いただいているのですが、先月、先生方から、応急仮設の入居者への支援員については、被災者雇用だとか孤独死の防止に大きな効果がある、ぜひとも検討してもらいたいのご意見をいただいております。1-1の(2)の項目となります。こちらにつきましては、ご意見を踏まえまして、現在、東日本大震災被災地での事例について調査を行っている状況でございます、調査結果を踏まえて、所管部署ですとか、あとはどういった取り組みが可能であるかということを考えてまいりたいと思っております。また、資料の(3)、(4)のところで記載いたしておりますけれども、被災者に対し、東京以外の地域に積極的に避難させることについても検討してはどうかのご意見をいただいております。こちらにつきましては、大都市の特性を踏まえた大変重要なご指摘と受けとめてはおりますところなのですが、広く復興施策全般に影響を与えるお話でもございますので、大きな課題であると受けとめておりますので、今後、中長期的なスパンで考えてまいりたいと思っております。続きまして1-2の、序章ですとか1章にかかわるご意見でございますけれども、(1)、(2)は先ほど申し上げたとおりでございます、(3)の職員のメンタルヘルスについてでございますけれども、こちらにつきましては現在、総務局人事部と調整を行っているところでございまして、調整が整った時点で記述のことを考えてまいりたいと思っております。あと、(4)から(5)、(6)まででございますけれども、こちらにつきましては、国と地方公共団体の職員だけでは人員が足りないということで、職員のOBですとか建築系の学生、URですとか、さまざまな手段を講じて人的なパワーを確保すべきではとのご意見でございます、こちらにつきましても、東日本大震災の事例を改めて調査しているところでございまして、それを踏まえて所管部署等の調整等を行ってまいりたいと思っております。資料の3頁で

ございますけれども、(7)は先ほどご説明したとおりでございます、(8)でございますが、区市町村が作成する被災者台帳の情報について、NPOなどへの提供について検討すべきとご指摘をいただいたのですが、こちらは、個人情報保護条例等との関係整理が必要になるため、今後、マニュアル修正時に反映できるよう、検討を進めてまいりたいと思います。(9)でございますけれども、オープンスペースの用途について事前に検討をしておくべきとのご意見についてでございますけれども、こちらにつきましては、平成25年度末までに、都内での候補地の抽出ですとか、データベース化までは終わっているという状況でございます。今後は、具体的な話といたしまして、区市町村ですとか関係機関との調整を進め、協定等の締結を進めていくことが課題となっているという状況でございます。(10)と(11)の情報提供のあり方についてのご意見でございますけれども、こちらにつきましては、幅広くインターネット以外にも広報紙ですとか自主広報媒体もフルに活用して、必要な情報提供を行っていくことを検討してまいりたいと思っております。以上、復興施策編全体と、あと序章、1章の修正事項についてのご説明を終わります。

村上企画課長

続きまして、都市復興部会の方から「第2章 都市の復興」の修正についてご説明をさせていただきます。資料15、A3の資料をご覧いただきたいと思っております。

まず左側、「第2章 都市の復興」の位置づけでございますが、目的といたしまして、都及び区市町村がそれぞれの役割を明確にして、連携しながら復興を迅速かつ円滑に進めるための指針として示すこと、そして、マニュアルをガイドラインといたしまして、区市町村の体制等を踏まえて区市町村がマニュアルを策定する、こういったものを目的にしているところでございます。

その下、今回の課題でございますが、大きく3つございます。一つは関連法を踏まえた修正ということで、災害対策基本法の改定等を踏まえた修正がございます。それから、(2)で過去の震災等の対応事例を踏まえた修正。その他ということで(3)でございます。

その下でございますが、9月の検討状況の報告会の中でも先生方からご意見いただいた点でございます。都の復興の目標や将来都市像を示す震災復興ランドデザイン、こちらがございますが、この見直しにつきましてはの検討でございます。震災復興ランドデザインにつきましては、平成13年に策定をされ、この策定から10年以上が経過しているところでございます。復興の将来像も社会情勢の変化等から変わってきているという状況もございます。また、今現在、都市計画審議会の方で東京の都市づくりのランドデザイン、こういったものの今検討も進められているという状況もございます。こういったものも今後策定されることとなりますが、こういったことを踏まえまして、今後の方向性につきまして、まず検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして右側、第2章の現時点での主な修正点でございます。このうち、少し網かけをしている部分につきまして、9月の報告会で委員の先生方からのご意見を踏まえて追加修正したところでございます。こちらを中心に説明させていただきます。

まず中ほど、「4 第一次建築制限」のうち、上段でございますが、建築制限区域は大被害地区を基本とすると。ここで「焼失・倒壊が見込まれた地区」というふうにございましたが、ここでは、先ほどプロセス編でもございました、この表現ですと事前調査で決めてしまうのかというような印象を受けるということがございましたので、「概ね8割以上の家屋の焼失・倒壊が確認された地区」という形で修正をさせていただければと思っております。

その下でございますが、「東京における被害想定の数値を掲載」の部分でございますが、平成16年12月時点の数値でございましたので、現時点での最新であります平成24年4月公表の数値に修正をしております。

それから、一番下の11番、復興事業でございます。「事業内容により公社、機構や組合等も事業者になりうる」というところでございます。ここでは、実際の担い手として民間事業者もいるというご指摘もございました。ここでは、民間も事業者になり得るということで、明確に「民間企業」を追記しているところでございます。

それから、一番下の部分でございます。継続して検討すべき事案ということでございます。東日本大震災から4年を経過した現在、集団移転の高台造成など、まちづくりは本格化してございますが、中にはマンパワー不足、建材・資材の高騰、財源の確保等、いまだ多くの問題が見受けられるということでございます。復興事業の停滞は、被災地からの人口流出、コミュニティの解体等にもつながるということでございますので、今回のマニュアルの修正以降も実態の把握に努めまして、必要に応じてマニュアルにも反映していきたいというところでございます。先生方の方からも、東日本の状況もまだまだ把握は途中だというご指摘もございましたので、我々といたしましても、この辺は引き続き把握に努めまして、必要なものを反映していきたいと考えておるところでございます。

なお、記載はございませんでしたが、先日のご指摘の中では、環境アセスメントですとか埋蔵文化財への対応、災害時についてはどのように対応すべきかというご指摘もございました。これにつきまして、私ども事務局で事例等を調査いたしました。やはり東日本等でも特別な対応というよりは、作業の効率化を図る、例えば人数を参入しつつより迅速に対応するような、そういった取り組みが行われてきて、特別な対応という状況ではなかったというふうなことを把握してございます。しかしながら、実際として問題がないのかどうなのかということも、引き続き検討は必要だというふうに思っておりますので、状況等の把握につきまして、引き続き対応をしていきたいと思っておりますので、「第2章 都市の復興」につきましては以上でございます。

小久保企画担当課長

それでは、資料14、6頁目、「第3章 住宅の復興」についてご説明いたします。今回、上側の部分、3つの○に記載されている視点から修正を検討いたしました。あわせて参考資料としまして、資料15の2枚目に概要説明用の資料、3枚目に新旧の章立てを掲載しておりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

それでは、資料14、6頁以降の修正点をかいつまんでご説明いたします。まず1行目、項番301、節の新設でございます。応急的な住宅の整備から住宅の復興までの業務の流れや体制等の全体像を明確化するため、第1節を新設いたしました。住宅対策本部の設置や各部署の分掌事務の明確化など、発災時における住宅部門の業務体制の見直しを反映しております。

続きまして、3行目と4行目、項番号303、304でございます。こちらにつきましては、住宅の被害状況の判定ということで、応急危険度判定や被災度区分判定について、民間住宅と都営住宅等に項目を分け、それぞれの事務手順を明確化しております。

続きまして、7頁1行目、項番305、項目の新設です。甚大な災害が発生し、被害の全体像を把握することに時間を要する場合等においても、当面必要な供給量を把握し、応急仮設住宅供給方針（暫定）を作成することで、速やかに応急仮設住宅の供給ができるようにいたしました。なお、供給方針の暫定版策定後も、継続的に家屋の被害状況や被災者の意向等を調査し把握した上で、早期に応急仮設住宅等供給方針の最終版を策定いたしまして、的確に応急仮設住宅の供給を行うとしております。

続きまして、2行目の項番306、応急的な住宅の必要量の算定でございます。区市町村が実施する被災者生活実態調査をもとに、要配慮者の被害概況の把握・分析を行うための事務手順を追加しております。

続きまして4行目、項番308、応急的な住宅の供給可能量の算定です。東日本大震災で民間賃貸住宅や公的住宅の活用が行われたことを受けまして、従来の一時的提供住宅を公的住宅等と民間賃貸住宅に分け、それぞれの事務手順を明確化しております。

続きまして、8頁3行目、項番312「2 応急的な住宅の整備」です。こちらにつきましては、9月7日、9日に行われた、委員様の方からのご意見を踏まえまして、震災前の行動として、応急仮設住宅のレイアウトや間取りについて、地域特性や入居者の属性などに配慮した住棟の配置となるよう検討する旨を追加いたしました。あわせてまた、被災者のニーズ等を踏まえて、東日本大震災で供給された福祉仮設住宅の設置に係る記載を追加しております。またあわせて、国の負担金の手続に係る事務も追加しております。

続きまして、一番下の項番315「3 入居者の募集・選定・入居手続き」です。「入居者の募集・選定・入居手続き」の項目を、募集・選定と入居手続きに分けております。あわせて、記載内容の追加といたしまして、高齢者等の要配慮者に対する配慮など、入居者選定基準に係る事務を追加しております。この項目では、住宅の確保、選定基準の作成等は都で行い、募集・選定の事務は区市町村で行うことで、役割分担を明確化してお

ります。

続きまして、9頁2行目、項番317「4 入居者の管理」です。下の部分、記載内容の追加といたしまして、高齢者等の要配慮者への支援のため、見守り等の生活支援サービスにおける福祉部門との連携について追加しております。

続きまして、項番320「第5節 公的住宅等の供給」です。項目の再編といたしまして、従来、住宅種別ごとに記載されていた項目を、公営住宅等の整備等と被災者の円滑な入居に分け、再編しております。「公的住宅」と書いてありますが、「公営住宅」の誤りでございます。

続きまして10頁目、2行目、項番324「第6節 自力での住まいの確保への支援」、こちらの5行目の項番326でございます。「4 民間賃貸住宅入居支援」といたしまして記載内容の追加、復興期における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の促進を図るため、居住支援協議会の活用についての記載を追加しております。あわせて、応急仮設住宅等から民間賃貸住宅への移転について、家賃負担の激変緩和措置等の支援策を行うことで、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するとしております。

以上、雑駁ではございますが、主な変更点をご説明させていただきました。

澤田統括課長代理

それでは、引き続きまして福祉保健復興部会の事務局より、「第4章 暮らしの復興」の修正につきまして、ご説明をさせていただきます。本来でございますと、副部会長であります当局総務課長の方でご説明を申し上げるところでございますが、所用により本日欠席でございますので、代理といたしまして私、総務課課長代理の澤田の方からご説明を差し上げたいと思います。資料15のA3の、第4章「暮らしの復興」についてというのと、先ほどの資料14の方をあわせてご覧いただければと思います。

福祉保健復興部会では、「第4章 暮らしの復興」の内容につきまして、今年度5月に福祉保健局各部から修正意見を集約いたしまして、8月7日の日に部会を開催して、修正の方向性、それから第4章の主な修正点について、検討の方を行ってまいりました。まず、A3の資料の方を使ってご説明をさせていただきたいと思います。まず左側、概要でございますけれども、「第4章 暮らしの復興」につきましては、東京に大震災等が発生した際、一日も早く被災者の暮らしを震災前の状態に戻し、その安定を図ることが重要でございます。暮らしの再建を総合的に進めていくためには、被災者の暮らしに直結していく福祉・保健・医療の各分野の施策を明確にし、実際に発災した場合は本マニュアルをもとに各施策を実施していく必要がございます。

まず、福祉分野といたしましては、地域福祉需要の把握を行いまして、要配慮者であります高齢者・障害者等が利用する社会福祉施設等の再建を促しまして、災害により一時的に機能が失われている地域における福祉サービス体制の再建を実施していきますとともに、生活再建資金・義援金等を活用した生活支援対策を実施していく必要がございます。次に、保健分野といたしまして、被災地に対しますメンタルヘルスケアを実施い

たしまして、長期化した被災生活により、被災者のみならず被災地の行政職員も含め、心身の機能の低下やさまざまな疾患の発生・悪化を防ぐことが重要でございます。その他、火葬場の早期復旧、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所及び飲食店など、生活衛生関係営業施設の営業状況に関する情報提供と再建支援、さらに、危険防止及び動物愛護の観点から、負傷または放し飼い状態の動物の保護等を実施していくことが必要と考えております。続きまして、医療分野といたしましては、復旧・復興期におきまして、地域において必要な医療機能が早期に確保されますよう、医療機能の回復がおくれている地域や一時的な医療需要の増加が見られる地域への対策が重要であることから、都立病院の機能回復及び民間医療機関の再建支援を行うとともに、医療機関の復旧状況に関する情報提供を行ってまいります。

次に、修正の方向性でございますけれども、福祉保健部会では4つの方向性により修正をしております。まず、1点目でございますが、平成25年度に改定されました災害対策基本法を初めといたします、福祉保健医療分野におけます各法令の改正への対応。続きまして、2点目といたしまして、平成26年度に修正されました東京都地域防災計画の修正内容を反映させるといったこと。3点目といたしまして、福祉保健局の事業に係る計画の策定・修正への対応。最後、4点目といたしまして、震災復興検討会議及び先月実施されました各委員の皆様に対します意見を踏まえた修正。こういったものを、以上の4点を柱に修正を行ってまいりました。

最後に、右側の「3 主な修正点」についてご説明をしたいと思います。まず、視点の1つ目、災害対策基本法を初めとして各法令の改正を踏まえた修正及び追記といたしましては、まず、文言の修正といたしまして、災害対策基本法の改正により「災害時要援護者」を「要配慮者」へ修正いたしました。資料14でいいますところの項番402になります。また、内容の修正といたしまして、生活支援対策につきまして、災害救助法及び被災者生活再建支援法などの改正を踏まえまして、各種生活支援対策のフローチャート及び記載内容の方を新たなものに変更してございます。資料14の資料でいきますと、項番403が該当いたします。続きまして2つ目の視点、東京都地域防災計画の修正を踏まえました修正及び追記といたしましては、文言の修正になりますけれども、「福祉施設」を「社会福祉施設」へ修正いたしました。項番でいきますと402になります。それから、「そ族昆虫」を「ねずみ族」へ修正いたしました。こちらは項番406、12頁になりますね。それから、「水の安全パトロール班」を「環境衛生指導班」へ修正するとともに、広域火葬について追記してございます。これが406になります。最後に、動物愛護につきまして全面的に追加の記載の方をさせていただいてございます。こちら、項番408になります。

続きまして、福祉保健局の事業に係ります計画の策定・修正といたしましては、「医療救護活動マニュアル」を「医療救護活動ガイドライン」という形で、名称の修正してございます。こちらにつきましては、該当の項番といたしましては401。11頁、一番頭の401になります。

最後に、震災復興検討会議及び先月実施されました各委員の皆様に対します説明に対します意見を踏まえました修正といたしましては、項目の405になりますけれども、メンタルケアの対象者に職員や協力を依頼している各専門家も含めるべきであるというご意見の方をいただきました。職員につきましては、先ほど総務局の方からご説明があったとおりでございます。各専門家につきましては、最初、我々の方としましては「等」の中で読み取れるかなというような判断もございましたけれども、関係機関と協力してメンタルヘルスケアを実施するというような記載で、「専門家」という文言の方を加えさせていただきます。雑駁ではございますけれども、「第4章 暮らしの復興」の修正についての説明は以上となります。ありがとうございます。

江村企画担当課長

それでは、産業の復興についてご説明いたします。資料15の一番最後のペーパー、「第5章「産業の復興」の修正について」をご覧ください。ここにつきましては、概要にありますとおり、大震災が発生した際の経済中枢機能の回復のために、産業界と一しょに構築していくこと、復興の段階に応じた産業復興の方向性を明らかにするということが目的としております。構成にありますとおり、産業労働局を中心として、産業関係としては、中小企業施策、観光施策、農林水産業施策、雇用・就業施策、大きく分けてこの4分野に取り組んでいるところでございまして、この4分野については、左下にありますとおり、方針といたしましては、東日本大震災や大島災害等直近の経験、こういったところでいろいろな支援策を実施しておりますので、こういったものを反映させるということと、あと、今年の震災復興検討会議における皆様のご意見、こういったものを反映させるということを中心とした方針としてございます。

右の方に主な修正点がございまして、東日本大震災や大島台風災害の取り組みを踏まえた修正といたしまして、中小企業施策といたしましては、現在も実施しておりますけれども、中小企業の経営再建のための支援、委員会を結成してやっておりますけれども、こういったものを追加してございます。また、観光施策につきましては、これも現在もやっておりますけれども、伊豆大島の観光復興支援事業を踏まえた復興キャンペーン、これを追加してございます。また、農林水産施策につきましては、こちらも大島の復興を踏まえて農林業の基盤再建、こういったものを追加してございまして、雇用・就業施策につきましては、こちらは東日本大震災のときに国と連携して雇用と就業支援、こういったものを実施しておりますので、こういったものを修正してございます。

また、今年の震災復興検討会議におきましても、仮設工場などは支援施設が必要かどうか、あるいは、被災地では被災者を雇用して復興につなげると、こういった視点も必要かどうか、さまざまなご指摘をいただきましたので、そういったものも踏まえて修正してございます。

また、その他といたしまして、直近の災害対応を踏まえた相談窓口の設置についても記載を修正しているところでございます。

資料14で、先月の事前説明でいただいた意見に関しました修正点をご説明いたします。資料14の13頁以降をご覧ください。こちらの中で項番503、相談窓口の設置のところですね。事前説明の際に、事業主や離職者を対象とした相談体制について、産業労働局、都だけで対応するというふうな内容になっているけれども、被害の大きさによっては窓口の人材不足が考えられるということで、業界団体との連携を検討したらどうかというようなご意見をいただきました。それで、雇用・就業施策につきましては、日ごろから民間事業者、民間の人材派遣事業者と連携してやっているところがございますので、必要に応じて民間の職業紹介事業者等と連携するという旨を、今回ご意見いただきまして、マニュアルに反映させております。また、項番506ですけれども、観光施策の都市イメージの回復のところでございます。こちらにつきましては、事前説明の際に、情報発信のハンドリングについてご質問がございました。被災後3カ月からいろいろ取り組むというような記載になっておりますけれども、被災後3カ月前から情報発信に向けた事前準備に取り組んでいくという旨を、こちらをマニュアルに反映させております。いろいろ観光の施策を打つに当たっては、安全性の確保とか、そういったことが前提になるのですが、なりますので、一定の期間は必要というふうに考えておりますので、情報収集といったことは、被災後3カ月よりも前の時期から実施しているということで、記載を追加してございます。

修正点は以上なのですが、その他に、資料9にもございますとおり、委員の方からいろいろご意見をいただいております。例えば、復興にあたって仕事を確保するといっても、雇用者の観点もありますし、雇用主の観点もあるというようなご意見もいただいております。産業の復興では、雇用・就業施策と中小企業施策、両面から記載しております。雇用者支援としての事業を再建するような支援、それから、被用者支援としては国の施策に連動した雇用ということ、こういったものを引き続き実施していきたいというふうに考えてございます。

また、被害の状況に応じては、大企業の場合、大企業が中小企業の企業再建に非常にキーになるのではないかとというようなご意見もいただいております。都として、なかなか大企業支援というストレートなシステムはやっていないのですが、ただ、中には大企業と中小企業のマッチングをするような、そういった支援も行っておりますので、そういったものも参考にしながら、結果的に中小企業の経営再建に結びつくという視点で、この支援をしていきたいというふうに考えてございます。簡単ではございますけれども、第5章の主な修正点は以上でございます。

中林座長

ありがとうございました。ずっと説明をしていただきました。残りの時間が半までですと15分ということですが、せつかくの機会ですので、可能な限り、ご意見あるいはご要望等承りたいと思いますので、私も余りしゃべらないようにしますから、ぜひ委員の皆さんから、よろしく願います。いかがでしょうか。はい、市古委員。

市古委員

すみません、もう時間が余りありませんので、ちょっとこんな点も考慮いただければという、特にご回答はこの場面では必要ないのですが、3点あります。

1点目は、全体にかかるのですが、東京都の震災対策条例との関係が、今後少し修正というか、つけ加えるべき点がもしかしたら出てくるかもなど、全体読みながらちょっと感じたところですね。前回のときは、2001年に条例更新して2003年の大きなマニュアル変更という順序でしたけれども、今回、マニュアルの大規模な変更が先行して、条例についての少し整合性というか、マニュアルがきちんと実現できるような条例になっているのかというのは、ちょっと次回というか、検討いただければと思ったわけです。

それから、2点目、3点目は、住宅再建の第3章のところなのですが、これはかなり大規模に、東日本の実態も踏まえて修正を図ってくださっているなというふうに強く感じているのですが、1点目は、恒久住宅というか、応急でない本格的な住宅再建における公的住宅、都営住宅を中心とした公的住宅の位置づけについて、基本的には平常時の公的住宅の位置づけがベースになりつつも、災害復興で特別の何か意味を持たし得るべきではないのかということですね。例えば、東日本ではもう払い下げを前提に公営住宅を建設するとか、何かそういった知恵を、東京らしい公的住宅の復興の位置づけというのが、今後のちょっと長期的な課題ですが、あっていいのかな。そうなると、多分それは発災直後に都庁と区市町村の英知を結集して、いろんな工夫は出てくるかと思うのですが、事前に何か。復興ランドデザインも実は住宅再建のランドデザイン、これは図面的なものというより、何か公的住宅を中心とした復興住宅の位置づけについて、少し提案というか、宣言をしていく方向性もあっていいのかなというふうに思ったのが1点目、2点目です。

それから3点目は、応急仮設住宅のところはかなり、需要調査から始まって、建設、それから入居した後の見守り支援なんかも書かれていて、かなり具体的で適切かなと思ったところ。ちょっと細かいのですが、ちょっと探し切れなかったのですが、これまで従前、これまでというか東京の現場で、地域型仮設住宅という言葉が結構現場では共有されているので、それは、書いてあるのですが、地域の地主さんが仮設住宅の用地を提供したときに、優先的に地域の被災者が入居できるという仕組みだというふうに理解しているのですが、その地域枠の優先入居について、細かくは今後の検討課題含めて書かれているのですが、この地域優先入居については区や市の現場でもかなりいろいろお考えになって、苦労されているところもあるので、地域優先入居枠については、何かもう一押し、二押ししていただけるといいのかなというのが3点目でした。以上です。

中林座長

ほか、いかがでしょうか。はい、淵上委員。

淵上委員

すみません、1点修正をお願いしたいと思っておりますのがありまして、資料14の3

頁でございます。前回の私の発言を取り入れていただきましてありがとうございます。ただ、日弁連という組織というのは弁護士会の集合体でございます、東日本大震災で現実担いましたのは東京の弁護士会でございます。表現としては「弁護士会」ということで入れていただければと思います。そのように東日本大震災電話相談も、日弁連が電話番号を用意し弁護士会が現実に担う、日本司法支援センターは費用を一定程度負担すると、こんな仕組みなものですから、「弁護士会」に変えていただきたいと思います。

それから、これは中身に入れるというお話ではないのですが、現在、東京地裁、東京高裁、東京地検、東京高検と東京の三弁護士会、日本司法支援センターと、司法界での協議会を開いておりまして、いわゆる連絡体制というのを、非常時における連絡体制をどうするのかということを中心と考えております。同様に災害復興まちづくり支援機構も、非常時になったときに連絡がとれないというようなことがないように、具体的にどこどこ、どういう順位でどこに連絡するみたいなことを事前につくっておいていただきたい。それでなければこのような施策が有効に機能しないと思うので、よろしく願いいたします。

中林座長

はい、どうぞ、池上委員。

池上委員

資料4にあるように、都市復興担当職員を対象の研修を毎年やっておられますよね。先ほどどなたかが、人材育成のことをおっしゃっていたんですが、都民も行政の職員も、復興に立ち向かう人材を養成していかないといけないと思います。行政の職員を考えると、防災担当も数年で代わったり、定年になればお辞めになります。せっかく研修を積んで、仕事にも慣れたところで、お辞めになるのは、とても残念なことです。そこで、そういうOBの方たちに、後輩の人材育成を担っていただきたいという願いがあります。市民も訓練をしておりますと、過去の被災地に行って学んでいる市民などは、実際に大災害が起こると、自衛隊、警察、消防、それから日赤の人も、現場には来られないということをよく知っています。ですから、市民自らが救急法も地域の人たちに教えようと市民の指導者が育っているところもありますが、まだ育っていないところもあります。市民も、行政の担当者も、研修受講後は、その受けた人が地元に戻って、人材育成を担うというシステムが作れるといいと思っています。次回は調布市でなさるようですが、調布市の人たち自身が自分たちで人材育成を継続していこうという体制ができるように、ぜひ強くおっしゃっていただきたいと思います。以上です。

中林座長

じゃあ、小野委員、どうぞ。

小野委員

小野でございます。主に私の方、産業の方を中心に見させていただきましたが、それらについては、この書きぶりでいいのではないかと考えております。

それ以外のところで、追加というか、どういうふうを考えていらっしゃるかを聞きたいのですが、復興の過程において、やはり非常に重要なものは「金」と「物」と「人」なのですが、今回のこのマニュアルの中では、「人」に関してはボランティアの項目が非常に多く割かれていて、恐らくこれであまりいいたら、受援力というか、それは何となくうまくいきそうだなという気はします。ただ、問題は「物」で、東日本大震災の各行政を見ていて、みんなが支援したいといって物を送ってきて大パニックに陥ることがものすごくあるのですね。「物」を、支援物資を送ってくるというのと、あと、「金」を、寄附をどこにしたらいいのだというので大パニックになるという。その3つを全て受けとめられる受援力というのですかね、そこをやはり確保しておかないと、せっかく送ってくれるものを取りこぼしてしまう可能性もあります。ですので、その受援力を向上していただきたいということを思っております。例えば支援物資をどうするかという項目が今回この中に入っていないので、どうされるのだろうかというのを一つ私は思いました。ちょうどこのシンポジウム、今度1月にやられるところに東松島市がいらっしゃると思うのですが、あそこは非常にすばらしい支援物資の管理というのをやられています。いろんなところを私見ましたけれども、あそこにどういうふうなやり方をすればいいかというのを、ちょっと教えを乞うていただいて、聞いていただけるといいなというふうに思います。

それで、「金」についてなんですけれども、基金とか、義援金についてはこの中に、暮らしの中で項目があるのですけれども、どこで受け止めて管理するかということ。それ、義援金以外の寄附について、どういうふうを考えていらっしゃるかということですね。阪神・淡路のときは、財団をつくって、そこで基金を管理することをされました。でも、東日本大震災のときは、青森県とか各自治体が基金の枠をつくってはいるのですけれども、広域で、全体でどうするかという議論というのは行われていないし、ちゃんとした基金母体みたいな、つくられていないので、東京都では大量に入ってくるお金をどういう受け皿で受けとめられるのかという問題を、ちょっと考えといた方がいいかなというふうに思っています。

中林座長

それでは、加藤委員。

加藤（秀）委員

このマニュアルづくりのところで発言すべきかどうか少し迷っておったのですけれども、この復興プロセス編では、今回のマニュアルは想定しておる被害には書かれておるわけですね。私、確認した、この復興施策編ではどうなのかなというものはあるのですけれども、実はこれ、マニュアルに検討なさっていらっしゃる内容というか、検討する内容というのは、本当に震災、大災害が起こったときを想定なさっているのですね。実際にはそこまで、願わくはそういったことにならない方がよるしいわけですが、そういったケースは一体どんなふうに対応していくのだろうかということが気になっており

ました。それは、このマニュアルを運用しながらやっていけばということになるのだろうと思いますけれども、実際に想定を上回るようなケース、想定をかなり下回るケース、色々なケースがあろうかと思えます。それを全てのマニュアルでやっていきますと、非常に非効率といいますか、機動性を失うのではないかなという心配をしております。ある程度、それぞれのケース、内容によって、緊急性があるとか重要度が違うとかというのを、シミュレーションといいますか、幾つかのパターンで分けて、事前につくった後に分ける必要があるのかな。それを見ながらやっていると、実際に使われる方も見て、ああ、今のはこの段階だから、これを見てと。これ以上に、物によっては、想定しているよりもっと強い場合にはここだなというのを、判断するような目安というものがあってもいいのかなというふうに思っています。したがって、これはマニュアルをつくった後の話になるかと思えます。以上です。

中林座長

ありがとうございました。では、杉山委員。

杉山委員

復興施策編の中にいろいろと書き込まれているのだろうと思いますが、ちょっと見つけ切れなかったのも、感想めいたことをお話し申し上げたいと思います。2点ほどですね。

実際、仮設住宅ですとか、あるいは公設の住宅を公的に供給した後、どういう募集の仕方をするかということについて、できるだけコミュニティの関係ですとか、お互いの支援、相互扶助が維持できるような募集の仕方をするという記述がありまして、これはぜひ、非常に重要なことだなと思えます。

ただ、東日本大震災の場合には割と広域的で市町村が散っていましたが、こういう対応がしやすかったわけですが、大都市災害の場合に、コミュニティやそういう相互扶助関係を維持しながら、それを仮設や公的な住宅にその関係を移行できるやり方って、なかなか本当に難しいのですよね。実は神戸の地震のときもそういうことを非常に議論しまして、結局実現できなかったのです。それは、大都市災害の場合に、例えば町内会単位で募集するとか、極端なことを言えば区とか、あるいは町内会のレベルで、あるいは親族のレベルで募集した方がいいのではないかという議論をさんざんやって、やっぱり実現できませんでした。それはやはり、公平な住居の確保という論理が優先し市や県のトップのレベルの判断で、そういうふうにならざるを得なかった。これは、ある意味では行政の持っている宿命みたいなものですが、そういう公平性を担保しながら、やはりそういう相互扶助関係を維持した住宅の供給というのが非常に難しいということを、具体化していけば出てくると思いますが、東京のような大都市災害の場合でも、何とかそういうことができることを検討していただきたいし、具体的な募集の仕方を、あらかじめいろんなパターンをつくって検討されておくのがいいのではないかなと思えます。

それから、2つ目ですけれども、実際に復興になって、住宅をちゃんと住める状態に戻すということは、建て替えれば別なのですけれども、補修をする人もかなりあるわけですね。補修というのは、もう市場の中で、民・民間の契約によってなされるわけですね。そこに政策的な手がかりだとか支援の方法があるのかどうかで大変に難しいのです。実際に復興になりますと、もう個別業者がみんな各戸訪問をして、いろんなことを言って、いろんな売り込みをして、結果的に、継続的な居住が可能な住宅ができればいいのですけれども、多くの問題も実際に起こってきます。それはもう契約の問題ですとか、お金の支払いとか、あるいは、でき上がった内容についてのいろんな違い。これはもう今現実に、平和なときに、リフォームをどうするかということで起こっていることと同じような問題が、短期間も集中的に起こるのですね。

そういうことに対して、震災復興の施策という中で何ができるのかって、なかなか難しいと思うのですが余り施策編を見ても、そういう補修や補強や、あるいは復興した住宅をどうしていくかということについては、何か余り記述がない感じがします。それは政策的に何ができるかということとの裏腹な関係だと思いますが、ただ単に相談窓口を設けて、いろんな相談に応じる、行政ができることはそこまでとは言わないで、もう少しいろんな工事団体との協力関係ですとか、あるいは設計をする団体との協力関係を、きちんと政策的に組み立ててもらえないでしょうか。せつかくお金をかけて復興する、復旧するのであれば、よりいい復旧ができるような方策をもう少し突っ込んで考えておられた方がいいのではないかなという気がいたしました。以上の2つです。

中林座長

ちょっと時間になっていますが、ちょっとだけ延長させていただいてよろしいでしょうか。じゃ、石川委員、お願いします。

石川委員

短くしたいと思います。私の方は2点あるのですけれども、両方とも仮住まいの入るところのお話です。やっぱりここ、何度も申し上げているのですが、復興に向けて一番キーになるところじゃないかと。

簡単に話せる方の一つの方から。建設仮設の方なのですけれども、新しいマニュアルというか、これでは、選定基準、入居基準を都が決めて、選定事務を市町村が、区市町村がやるというようになっていきますけれども、もちろん基準を決めるのはよいと思うのですが、実際に要配慮者をどれぐらい優先するのかとか、地域のまとまりをどれぐらい配慮するのかというあたりというのは、本当に現場現場で、市町村ごとに全然違うということが、東日本のときもそうでしたけれども、あるということで、この役割分担を決めるのは非常に大事だと思うのですけれども、運営、運用の部分で市町村が、区市町村が選定事務をするときに、ある程度幅を持たせて、そこに合わせた基準を決められるように、運用のところもちょっとこれ柔軟にさせといていただけると非常にいいのではないかとというのが1点。

あともう一つは、借り上げ、民間の借り上げ仮設の話です。前回も、この資料9の4頁目の(2)のところ、3章の(2)のところでも申し上げたのは私の意見だと思うのですが、前回はみなし仮設の供給のスケジュールの表が1枚ば一とあって、非常に見やすく、いろいろ議論したと思うのです。今回ちょっとなかったのだからわからない部分もあるのですが、一部分は事前に、震災よりも前にいろいろと作業をするということを通して入れていただいたということで非常に感謝しておりますが、それでもまだちょっとわかりづらいというか、かつ、1カ月以内ぐらいに供給するように準備するというような形になっていると思うのですが、これももう少し現実、東日本も含めて現実、それではちょっとどうなのかというところがあります。というのは、借り上げ仮設住宅というのは、仮設住宅という名前がついていますけれども、基本的にはもう要配慮者の避難の、避難所の補完的な問題、位置づけになっていたりと、そういったこともあるので、それに関してはやはり、特に岩手とかの例をもとにもっとスキルアップして具体的に何をするのかというところをここに記入していただきたいなと思います。

ここにはリストのことばかり書いてありますけれども、実際には自分で借りてきた仮設住宅、民間住宅に関しても、多分借り上げ仮設になると思いますので、そのあたりの記述とかが抜けています。実際はそっちの方が多分多いと思いますので、そのあたり、もう少し現実に東日本で起こったことも含めて、記述のところを少し再検討していただきたいと思います。

あと、居住支援協議会についても、ちょっとその辺、中身ですね。内容もちょっとわかりづらくて、それはプロセス編の方にもちょっと具体的な記述がないかなというのがありますので、この辺、もう少しわかりやすくしていただきたい。

あと、広域避難の話、みなし仮設の話にもなってくると思うのですが、東日本と違って、もう基本的に東京都の、都と例えば千葉市とか埼玉県との県境を越えるのは、広域避難という感覚が多分ないと思うのです。皆さん、東京都内にはないから、もう千葉県とか埼玉県に行くと思う。それ、広域避難という感覚ないと思うので、そこでの連携、情報提供の連携をきちんと震災前につくっておいていただきたくて、専門家による市民相談窓口の整備のところの記述にも、記述とかにも、できればこういった住宅の情報提供のようなことも一筆入れていただけたら本当はよろしいのではないかなというふうに思います。以上です。

中林座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。私からは、ちょっと2つだけ。

多分見逃しているのではないかなと思うんですが、一つは、これから高齢社会ということで、医療、暮らしのところの医療とか保健の関係で、高齢者の足をどうするか。医療サービスで、その拠点まで行く交通をどうするかということを含めて、ちょっと足を確保してあげることが必要なのではないかなと思っているのです。ですから、ちょっとそこも既に書かれているかもしれませんが、都でいえば交通局のバスの運行

をどういふふうに変えるかという話も含めてだと思ふのですが、ちょっと1点。

それから、もう1点は産業のところ、雇用の支援というのは非常に重要だと思ふのですが、東京の就業・雇用の関係でいうと、我々、20年前にこのマニュアル等をつくって、つくり出したころは、派遣会社という、派遣雇用というのがこんなになかったわけですけれども、現在、派遣という就業形態はすごくいろんなところにあつてですね。全体としては何か企業をきちっと守ると、企業を守つてあげることで雇用も守つていく形なのですから、派遣会社等の場合に、どういふふうな災害のときの支援が必要になるのか、あるいはどんな問題が出るのか。ちょっと私も想像が十分できないところではあるのですが、多分今までの検討の中では、ちょっと抜けていたかなという気が私自身はしているのですから、ちょっとご検討、あるいは取りまとめいただいて、もしも既にご検討されているのであれば申しわけない、私の勉強不足ですけれども、よろしく願ひしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。ちょっと時間10分ほど過ぎてしまいましたけれども、検討事項、審議事項については以上にさせていただきたいと思ひます。それでは、この後は事務局をお願いいたします。

小林情報統括担当課長

本日いただきましたご意見につきましては、今後検討を続行させていただきたいと思つております。その他、今後の日程でございますけれども、お手元の資料8、A3の紙の右下のところをご覧くださいと思ひます。

本日、10月19日に震災復興検討会議を開催いたしまして、現在、既にこのとおりですけれども、復興プロセス編につきましては区市町村に意見照会をさせていただいております。また、月末から12月初旬にかけて、復興施策編について区市町村に意見照会いたしたいと思つております。パブリックコメントにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございます、パブリックコメント開始直後に第4回定例会、総務委員会にてプロセス編の修正案について、総務局の方から説明をしたいと思つております。2月にまた震災復興検討会議を開催いたしまして、先生方にも内容について最終的なご確認いただきまして、3月に都庁内部の会議でございますけれども、幹事会、震災復興検討委員会を開催いたしまして、震災復興検討委員会と同日付で、3月末になってしまうかと思ふのですが、修正いたしましたということでプレス発表させていただければと思つております。以上です。

中林座長

ありがとうございました。それでは、そのような形で説明させていただくということで、今日は時間足らずにご発言いただけなかったこともあろうかと思ひますし、また、こういう点と思ひ出されることがあるかもしれませんので、その場合には遠慮なく事務局の方にメールなり、あるいはファクスなり、口頭でお知らせいただければなというふうに思ひます。よろしく願ひしたいと思います。それでは、一応本日の予定は全て終

了いたしましたので、これをもって本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上